OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	中井履軒『弊帚』およびその草稿の篇次について 補遺
Author(s)	井上, 了
Citation	懐徳堂センター報. 2008, 2008, p. 45-50
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/24396
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

懐徳堂センター報２００８　（大阪大学大学院文学研究科・文学部懐徳堂センター　二〇〇八年二月二九日発行）

中井履軒『弊帚』およびその草稿の篇次について　補遺

井上了

筆者は一昨年、「中井履軒『弊帚』およびその草稿の篇次について」（『懐徳堂センター報二〇〇六』）において、中井履軒の漢文集『弊帚』が享和末頃に刪定された（六冊本から三冊本へ）と推定した。その後『弊帚』に関する新出資料二点（六冊本のうち第一～三冊に関するものおよび第四冊に関するもの各一点）をあらたに実見し得たので、これらによって前稿の内容を補足する。

一　中村幸彦旧蔵『履軒先生文集』合一冊

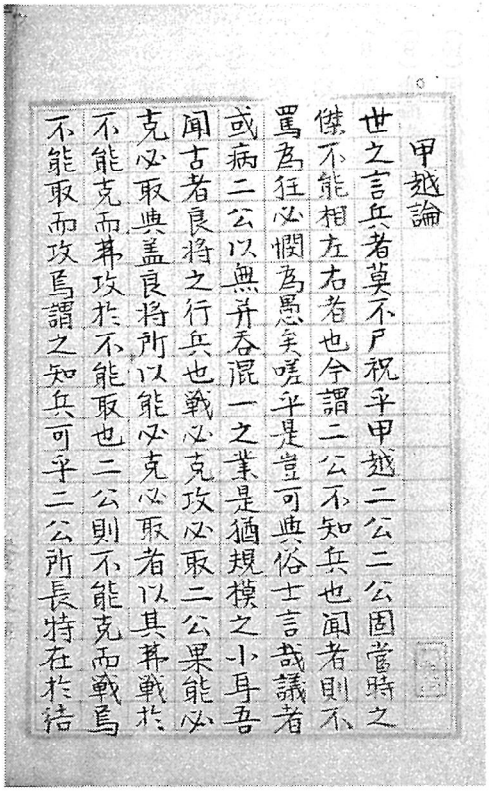
甲越論
世之言兵者莫不尸祝乎甲越二公二公固當時之
傑不能相左右者也今謂二公不知兵也聞者則不
罵為狂必憫為愚矣嗟乎是豈可與俗士言哉議者
或病二公以無并呑混一之業是猶規模之小耳吾
聞古者良將之行兵也戰必克攻必取二公果能必
克必取典蓋良將所以能必克必取者以其善戰於
不能克而善攻於不能取也二公則不能克而戰焉
不能取而攻焉謂之知兵可乎二公所長特在於結

関西大学図書館の中村幸彦文庫に、鈔本『履軒先生文集』が架蔵されている（上写真）。これは刪定以前の篇（三冊本『弊帚』には含まれない）を中心とするもので、六冊本『弊帚』のうち第一～三冊に基本的には対応するが、六冊本にも含まれず『弊帚旧稿拾遺』にのみ見える篇をもわずかながら含む。

なお「中村幸彦文庫」とは、関西大学文学部教授・同図書館長であった中村幸彦氏[1]（一九一一～一九九八）の旧蔵書のうち、二〇〇一年に関西大学図書館へ受入されたおよそ千三百箱の資料の総称である。ただし二〇〇七年現在も同文庫は整理中で、利用には制限がある。

該本の書誌情報は、以下の通り。

仮綴1冊。全葉に丸入紙。外寸縦23・5cm×横16・3cm。

内題なし。外題「履軒先生文集」（打ち書き）。

本文31丁。9行20字の藍刷原稿用紙。郭寸縦18・4cm×横12・0cm。

版心に「餐霞楼」。

蔵書票「L24/1-717」・「2101177888」。

該本に収録されるのは、以下の19篇である。なお篇名の下に、E330・排印本およびE323の相当する篇名等を附記した（略号については前稿を参照）。

（1）甲越論　（三13同題・続5同題）
（2）義貞論　（三11同題・続4同題）
（3）楠公死事弁　（一8同題）
（4）水喩　（拾2）
（5）擬与留学生阿部仲麻呂書　（三14同題・続69同題）
（6）祭棄子文　（三2・続61「祭棄児文」）
（7）題岳陽楼図　（三13同題・続5同題）
（8）前川有隣翁墓表　（拾3）
（9）龍海寺鐘銘　（三19同題・続に不見・補3同題）
（10）何思何慮対　（一9同題）
（11）与藤江子任兄　（一16同題）
（無題）　〔（11）の続き〕　（一17「別幅」）
（12）答早子誉　（二1同題）
（13）答荒木伯遷書　（二3同題）
（14）奉復伯兄（「秋光～」）　（二4同題）
（15）題洛汭奚嚢　（二5同題）
（16）専門対　（三12同題・続62「専問対」）
（17）牧川祐喜碑陰　（二10同題）
（18）舟工招魂表（代顕士荘作）　（三3同題・続に不見・補2同題）
（19）喪祭私説跋　（一3同題）

該本は、もともと二冊以上であったものを天保以降に改装合綴したものと思われるが、この合綴製本はかなり乱暴に行われている。本紙の状態などから、旧状では少なくとも（3）・（10）・（11）が同じ冊に、（4）・（7）はまた別の冊に収められていたと判断される。また（3）・（4）がそれぞれの冊の冒頭に、（4）で始まる冊の末尾には（7）が置かれていたようだ。すなわち該本の現在の篇次は、原秩序とは無関係と考えられる。

収録範囲にのみ注目すれば、該本は六冊本のうち一8から三20までに相当する範囲、すなわち一七八一年以前に書かれた篇のみを収める。またE323のうち拾2・拾3に対応する篇を収めるが、これらは『水哉館集』から輯したものだと天生はいう。

E330は「祭棄子文」の「子」字を塗抹して「児」と改めており、「遺書」本はこれを反映して最初から「祭棄児文」としているが、該本は旧題「祭棄子文」をそのまま存す。これは、「祭棄子文」の改題が、該本あるいはその藍本が鈔された後（すなわち一七八一年以降）に行われたことを示唆する。

該本の表紙見返しに「〇印ハ履軒弊帚に所収のもの也」という朱筆書入があり（この書入の筆跡は本文のそれとは異なるようだ）、本文（1）・（2）・（5）・（6）・（9）・（18）の上に朱丸印がある。ただし（16）は三冊本『履軒弊帚』に採用されているが、これの上に朱丸印は施されていない。

用紙の版心に見える「餐霞楼」については未詳。該本の挟込紙片には「池口琴水家　餐霞楼ノ号アリ　出石志」とあって出石仙石藩との関係を考えるようだが、また脇蘭室『見し世の人の記』には中井蕉園の書斎を「餐霞楼」と称したことが見える。(2)

六冊本『弊帚』は享和末頃にいったん成立しており、文化四年に履軒

はこれらを元に三冊本『弊帚』（『弊帚』『弊帚続編』『弊帚季篇』）を刪定した。府立中之島図書館蔵本・龍野文庫蔵本（ともに中井柚園鈔）・国会図書館蔵本（鶚軒文庫本および土方直行鈔本）・無窮会蔵本（柚園鈔本）から重鈔）などの『弊帚』はすべて三冊本系統に属する。しかし該本は、履軒が三冊本を刪定するよりも以前に『弊帚』が鈔者されており、しかも早い時期に履軒の手を離れて流通していたことを示すものである。

二　筆者蔵『弊帚巻』残一冊

二〇〇六年に筆者は、鈔本『弊帚』の端本一冊を京都市中の書肆にて偶得した（左写真）。これは新田文庫蔵のいわゆる草稿本『弊帚』（E330）の古い段階の記述を若干存するもので、六冊本のワカレかとも疑われるが、裏表紙下の符丁から、流通中のある段階では三冊組とされていたものかと推測される。

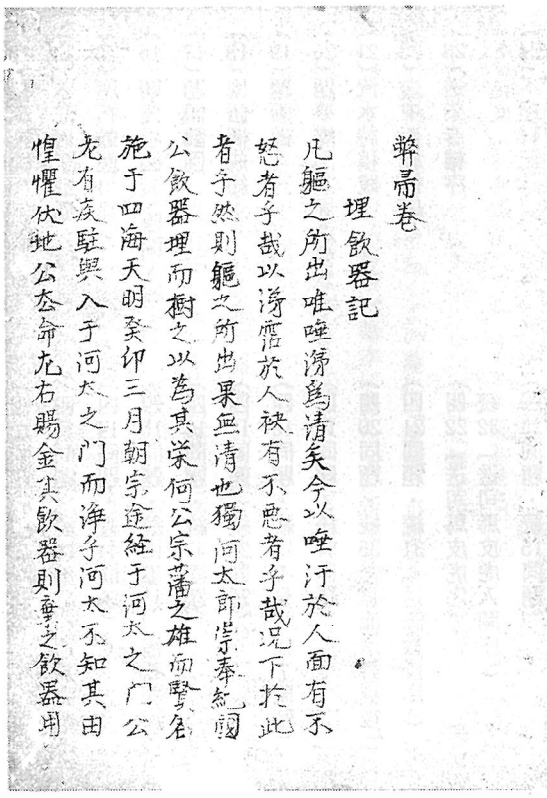
弊帚巻
埋飲器記
凡軀之所出唯唾涕爲清矣今以唾汙於人面有不
怒者乎哉以涕霑於人袂有不悪者乎哉況下於此
者乎然則軀之所出果無清也獨河太郎掌奉紀國
公飲器埋而樹之以爲其榮何公宗藩之雄而賢名
施于四海天明癸卯三月朝宗途経于河太之門公
尤有疲駐輿入于河太之門而淨于河太不知其由
惶懼伏地公厶命尤右賜金其飲器則曾之飲器耶

該本の書誌情報は、以下の通り。

和綴（四針眼訂法）1冊。外寸縦22・8cm×横13・0cm。

内題「弊帚巻」。外題「弊帚巻」（打ち書き）。

本文25丁。無界無罫9行20字。

該本には識語や印記がなく、鈔者・時期等は不明である。表紙に用いられる用紙が浜和助旧蔵鈔本『弊帚続編』（懐徳堂文庫「懐90」）と一致するが、該本と浜旧蔵『弊帚続編』とはいずれも中締めを欠くいわゆる素人製本で、表紙を改装している可能性もある。

該本に収録されるのは、以下の30篇である。なお篇名の下に、E330および排印本の相当する篇名等を附記した（略号については前号を参照）。

（1）埋飲器記　（四1同題・続16同題）
（2）題南極老人図　（四2同題・続41同題）
（3）奉復藍水使君玉窟下侍者　（四3無題・続65「戯簡藍水処士」）
（4）題籜扇　（四4同題・続59同題）
（5）漢文帝論　（四5同題・続1「文帝論」）
（6）鴻池稲荷祠碑　（四6同題・続60同題）
（7）卜居詩巻序　（四7同題・続34同題）
（8）華胥国記　（四8同題・続18同題）
（9）永正刀記　（四9同題・続17同題）
（10）天楽楼記　（四10同題・続21同題）
（11）無求説　（四11同題・続13同題）
（12）医誡　（諸本に不見）

(13)嵇叔夜論　(四12同題・続3同題)
(14)入江円了翁碣　(四13同題・続に不見、補5同題)
(15)題朽鼓図　(四14同題・続44同題)
(16)題鍾馗図(「陰間～」)　(四15同題・続に不見、補6同題)
(17)題鵂鶹図　(四16同題・続47同題)
(18)偸語欄戒約　(四17同題・続22同題)
(19)題画鶴　(四18同題・続に不見・補7同題)
(20)題夢蝶図(「周之夢為」～)　(四19同題・続50同題)
(21)流水詩稿跋　(四20同題・続35「書流水詩稿後」)
(22)送中西教授序　(四21同題・続31「送源教授序」)
(23)送柴彦輔序　(四22「送司馬皮虎序」・続32「送司馬皮虎入関序」)
(24)不達軒記　(四23同題・続15同題)
(25)題仙像　(四24同題・続49同題)
(26)万鍾弁・附考　(四25同題・続11同題)
(27)間書画令　(四26同題・続64同題)
(28)題墨竹　(四29同題・続に不見・補8同題)
(29)琵琶清音序　(四27同題・続33同題)
(30)題夢蝶図(「周之覚之～」)　(四28同題・続55同題)

篇目から明らかなように、該本はE330『弊帚』のうち第四冊におおむね相当する。ただしE330の該当巻の内題は「弊帚巻之四」となっており、該本の内外題が「弊帚巻」のみとされる理由は未詳。該本も中村幸彦文庫本と同様に、六冊本系統の新出資料として一定の価値を持つと考えられる。

E330第四冊に施された塗抹や加筆の類は、大部分が該本に反映されている。たとえばE330やE323は篇題「万章解」の「解」字を塗抹して「万鍾弁」と改めるが、該本には塗抹訂正が見られず、最初から「万鍾弁」とする。またE330「題画鶴」も旧題(判読不能)を塗抹訂正したものだが、該本はこれも最初から「題画鶴」としている。E330は篇題のみならずの本文にも多くの訂正が施されているが、該本はおおむね訂正後の状態を反映しており、要するに該本(あるいはその祖本)は、E330がいったん成立した後、多くの加筆訂正が加えられた状態から鈔されたものと考えられる。

ただし該本には、E330の加筆訂正を反映していない箇所も多く認められる。たとえばE330が「送司馬皮虎序」と改めている「送柴彦輔序」を、該本は旧のまま「送柴彦輔序」として載せる。またたとえば「埋飲器記」末尾の「河大姓渋川名保穂」についてE330は「姓渋川」三字を塗抹しており「遺書」もこの三字を欠くのに対して、該本はこの三字を存している。E330「漢文帝論」末尾の小字双行「漢書文帝紀十二年詔曰～」八十四字は「遺書」に反映されているが、該本はこれを欠いており、E330の双行部分は後次的に(該本あるいはその祖本の鈔後に)追記されたと判断される。[2]

このような出入は、該本(あるいはその祖本)が履軒の生存中、E330第四冊に対する訂正が進行している途上で鈔され、しかも早くに履軒の手を離れたことを示唆する。つまり該本(あるいはその祖本)は、享和から文化初年にE330第四冊がいったん成立して後、E330第四冊に対して履軒が塗抹訂正を加えつつあった頃、かつ文化四年の「遺書」本『弊帚続編』成立よりも以前に鈔された本と考えられよう。

ところで該本とE330との異同は、本文の推敲のレベルにはとどまらず、篇目のレベルにまで及ぶ。具体的には、E330では「題夢蝶図」の後にある「題墨竹」が該本では「間書画令」の後にあり、また諸本に見えない「医誡」が該本では「無求説」の後に挿入されているのである。

E330には四26「間書画令」と四27「琵琶清音序」との間に一葉を切除した跡が認められ、また四29「題墨竹」は四28「題夢蝶図」の裏に記されている。おそらくE330はもともと該本と同じく「間書画令」↓「題墨竹」↓「琵琶清音序」↓「題夢蝶図」という篇次であって、製本後に何らかの事由によって「題墨竹」を切除し、あらためて「題夢蝶図」裏の余白に「題墨竹」を書き足したのであろう。ちなみにE330の「題墨竹」と該本の「題墨竹」との間には、本文にかなりの異同がある。

またE330において「題墨竹」が四30「簡筮」の後ではなく四28「題夢蝶図」の後に追記されていることは、E330の末尾が本来四30「簡筮」ではなく四28「題夢蝶図」であったかと疑わせる。

「医誡」について言えば、E330では「無求説」の後にやはり一葉分の切除が認められ、おそらくこの葉に「医誡」が載せられていたのであろう。「医誡」は他の『弊帚』諸本に見えない新見の篇だが、内容的には「無求説」の後半を切り出して一篇としたごとくで、最終的には『弊帚』から削去されたものか。

E330には他にも多くの切除が認められるが[4]、これが単なる削除ではなく、切除葉に載せられていた篇を他の箇所に補記するケースがあるということならば、筆者が前稿にて述べた「E330は作成順に配列されている」という予想は必ずしも正しくないということとなる。

ちなみにE330四19「題夢蝶図」にも多くの塗抹訂正が施されているが、この訂正は該本にはまったく反映されていない。とくにE330「題夢蝶図」の末尾「夫畏転生者不知何意」九字を該本が欠くことは、該本あるいはその祖本が鈔写された後に、E330の本文にこの追記が施されたことを示唆する[5]。このような本文に直接続けられた追記は、塗抹訂正や小字双行による追記などとは異なり、E330単独ではほとんど判別し得ない。これは事実上、該本によってはじめて知り得る情報となろう。

注

（1）懐徳堂にかかわる中村氏の論著として「五井蘭洲の文学観」（『文学研究』六六、九州大学大学院人文科学研究院、一九六九）がある。

（2）「竹山先生に従ひ遊びしは、予が二十四の年（井上注：天明七年）にて、浪華の懐徳書院に寓居しけり。…はじめの頃は、諸生の寄宿せる舎中に在けるが、かまびすしきをいとひ、先生の宅の餐霞楼とて、嫡子淵蔵書を読む所ありしに同居し、半年ばかりを送りし。」

（3）筆者は、「中井履軒の「顕微鏡記」について」（『「見る科学」の歴史』、大阪大学出版会、二〇〇六年）において、「顕微鏡記」末尾の二十一字は履軒が顕微鏡を実見した天明元年当時に書かれたものではなく、後次的な追記に係るものである可能性を指摘した。E330「漢文帝論」の双行記が該本に反映されていない（追記である）ことは、「顕微鏡記」末尾の双行二十一字も追記であるとの推測を傍証するもので、この追記が寛政末あるいは文化年間に行われたことを強く示唆する。

(4) E330に認められる本文切除は、以下の通り。

・一19「祭食河豚死者文」と一20「履軒幽人伝」との間。
・二24「越俎戴筆序」の後（六葉）。
・三6「記卯兵衛谷平事」と三7「原祭」との間。
・三7「原祭」と三8「題訪戴図」との間。
・三23「過秦論駁議」第四葉と第五葉との間。
・四11「無求説」と四12「嵇叔夜論」との間。
・四16「題鵂鶹図」と四17「偸語欄戒約」との間。
・四17「偸語欄戒約」と四18「題画鶴」との間。
・四19「題夢蝶図」と四20「流水詩稿跋」との間。
・五3「書園記後」と五4「擬弁」との間。
・五13「題甘棠」と五14「題千窟図」との間（二葉）。
・六6「独知剣記」と六7「姓氏断」との間（八葉）

なお前稿で「題訪戴図」を「三9」としたのは「三8」の誤。以下三24「譲国論」（正しくは三23）まで全てが各1番誤っていたため、ここに記して訂正する。

(5) E330の各冊にはそれぞれ末尾に若干の空白葉が綴じ込まれている。E330第四冊はもともと「題夢蝶図」で終わり、末尾に余白二葉を綴じ込んでいたもので、のちに「題夢蝶図」裏の余白に「題墨竹」を補記し、巻末余白葉のうち前一葉に「簡箠」を補記して、余白葉が一となったものであろう。

（懐徳堂センター職員）